

社長さん・役員(一部)の皆さんには

業務中の事故があっても**労災保険**が
使えないことをご存じですか?



業務中の事故には**健康保険**も使えません。

構内作業を請負っている会社を営んでいます。作業中に事故にあいました。**自費**で病院に治療費を払っています。これから、会社や家族がどうなってしまうか不安です。



だから、社長さんや役員の人が仕事中に負傷した場合のために、労災保険の**特別加入制度**があるんだ！
国の制度だから加入しておくべきです！

構内作業や運送作業を**協力会社**へ請負わせてみえる場合は、**協力会社**の事業主や役員の方へも労災保険の特別加入をお勧めください。

「一番は**無災害**！」

二番目には、災害が起きたときの**対策を！**」

ご相談は 名北労働基準協会・労働保険部

名古屋市北区清水 1-13-1 ☎ 052-962-0421 ~

※ 法人企業で健康保険被保険者数が 5 名以上の場合です。

※ 企業規模によっては特別加入できない場合があります。

災害発生の実例

社長が仕事中に

わー!!

社長!
大丈夫ですか!

①

怪我がひどくて

②

急げー!!

ICU

良かったわ!
助かって…

③

病院の受付

仕事中の事故ですから、
健康保険は使えません。
社長さんなので、
労災保険もつかえまん。
治療費は**自費**でお願いします。

こんなに高いの?
払えないよ……



監督署へ

労災保険を使えるように
お願いしよう!

⑤

社長さんは、特別加入していない
と、労災保険で病院の治療費を支払
うことはできません。
お役にたてず申し訳ありません。



どうしたら、良かったの

高額な治療費を何か月も負担し
たら、会社が倒産してしまう!
従業員の生活や社長の家族の生
活はどうなってしまうのだろう…

あなた!
だから、「労災保険に
特別加入して」って言つ
たでしょ!



このケースは社長さんが仕事中に事故にあわれた事案です。
ドクターへリで病院へ搬送され一命はとりとめられましたが、
何か月も意識が戻ることがありませんでした。

労災保険も健康保険も使えなかったため、会社が治療費
を自費で病院に払ってみえましたが、高額な治療費を払い
続けることができなくなり、労働基準監督署へ相談に行かれました。しかしながら、この会社の役員の方は労
災保険に特別加入をしてみえなかったので、監督署も会社や家族の方に何の力にもなれませんでした。

民間の医療保険にも加入してみえましたが、医療費の全額を保障してはもらえませんでした。
業務による、通勤による負傷と疾病の治療費を補償する「**労災保険特別加入**」をご検討ください。